

平成27年 3月 6日  
第5回輸送・交通検討会決定

# 福井しあわせ元気国体 2018

第73回 国民体育大会

織りなそう 力と技と美しさ

## 会場地市町輸送・交通業務指針



平成27年3月

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会事務局

はじめに -----	1
輸送・交通基本計画と「会場地市町輸送・交通業務指針」との関連 -----	2
輸送交通業務イメージ図 -----	2
<b>輸送・交通業務の基本的事項</b>	
1 輸送・交通業務用語集 -----	5
2 輸送対象者 -----	6
<b>全国輸送</b>	
1 全国輸送とは -----	7
2 全国輸送における会場地市町の役割 -----	7
3 指定下車駅の設定 -----	8
4 国体におけるJR運賃割引制度（参考） -----	9
5 来会意向調査【全国輸送】 -----	9
<b>開・閉会式輸送</b>	
1 開・閉会式輸送とは -----	10
2 開・閉会式輸送における会場地市町の役割 -----	11
3 指定集合地【開・閉会式輸送】の設定 -----	11
<b>競技会場地輸送</b>	
1 競技会場地輸送とは -----	13
2 競技会場地輸送実施計画の策定 -----	13
3 輸送方法 -----	13
4 計画バス輸送 -----	14
5 シャトルバス輸送 -----	14
6 鉄道輸送・路線バス輸送（選手・監督等） -----	15
7 タクシー輸送 -----	16
8 持込車両による輸送 -----	16
9 その他の輸送 -----	17
10 指定集合地【競技会場地輸送】の設定 -----	17
11 輸送経路の設定と渋滞対策 -----	17
12 来会意向調査【競技会場地輸送】 -----	17
<b>一般観覧者の輸送</b>	
1 一般観覧者の輸送 -----	19
<b>輸送力と駐車場の確保</b>	
1 バス確保および運賃 -----	20
2 市町保有自動車の利用 -----	21
3 駐車場・バス乗降場の確保および利用計画 -----	21

**交通安全対策と円滑な輸送・交通業務の推進**

1 車両および歩行者の誘導・安全確保	23
2 交通規制	23
3 一般交通量抑制	24
4 看板等の屋外広告物の作成と道路への案内看板の設置（道路占用・道路使用）	25
5 関係車両への駐車許可証等の掲示	26

**輸送サービスの推進**

1 輸送担当係員の講習	27
2 輸送関係機関等の講習	27

**参考資料**

資料1 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 輸送・交通基本方針	28
資料2 福井しあわせ元気国体 輸送・交通基本計画	29
資料3 関係法規（道路運送法、道路法、道路交通法）	33

---

## はじめに

会場地市町は、福井しあわせ元気国体の競技会場地輸送について、輸送計画、駐車場・乗降場利用計画、輸送力の確保および当日の輸送業務の運営等、幅広い業務を実施することになります。

また、主体的に県が実施する全国輸送および開・閉会式輸送時においても、指定下車駅から宿舎間、宿舎から指定集合地間の案内等市町が実施する業務があり、県との調整が必要になります。

この「会場地市町輸送・交通業務指針」は、会場地市町が競技会場地輸送計画を円滑に進め、確実に実施していくために、輸送・交通基本計画と対比させ、具体的内容および留意事項を取りまとめたものです。今後の輸送計画の策定や準備業務の参考として活用してください。

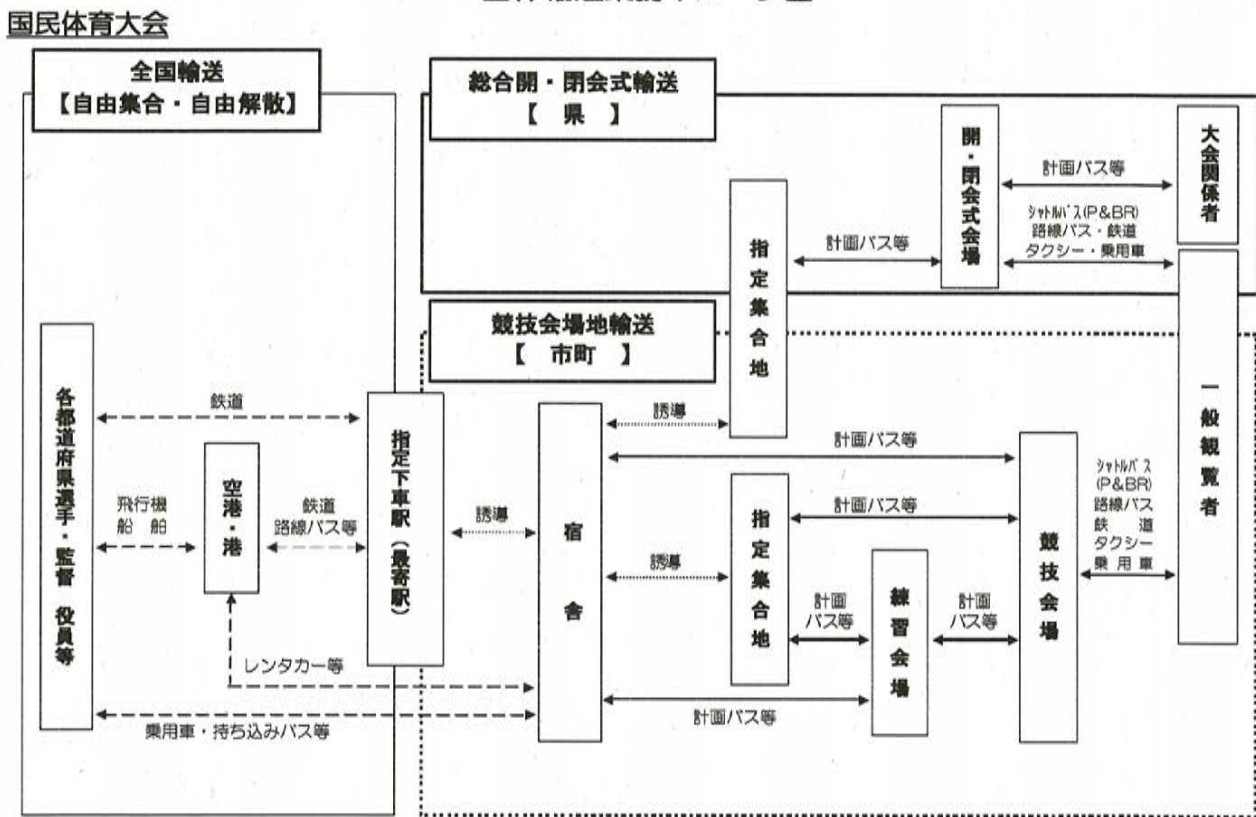
なお、本書に記載している内容は、平成27年2月現在のものとなります。今後、内容が変更される場合がありますので、関係機関等から最新情報を得るように留意してください。

輸送・交通基本計画と「会場地市町輸送・交通業務指針」との関連

輸送・交通基本計画 (県と市町の役割を明確化)	会場地市町輸送・交通業務指針 (市町の輸送計画の推進)
策定の趣旨	
<b>1 輸送・交通業務の基本的事項</b>	1 輸送・交通業務用語集
(1)輸送対象者	2 輸送対象者
(2)実施期間	
(3)業務の範囲	
<b>2 大会参加者の輸送</b>	
(1)全国輸送	1 全国輸送とは
ア 全国輸送計画の策定(県)	5 来会意向調査【全国輸送】
イ 輸送業務の範囲	
ウ 集合・解散輸送	
エ 輸送案内(県、市町)	
オ 指定下車駅等の設定 (県が市町と協議して設定)	2 全国輸送における会場地市町の役割
カ 指定下車駅等からの輸送 (市町)	3 指定下車駅の設定
	4 JR割引制度(参考)
(2)開・閉会式輸送	1 開・閉会式輸送とは
ア 開・閉会式輸送計画の策定 (県)	
イ 輸送業務の範囲	
ウ 指定集合地の設定 (県と市町が協議して設定)	2 開・閉会式輸送における会場地市町の役割
エ 指定集合地と宿舎間の誘導(市町)	3 指定集合地【開・閉会式輸送】の設定
オ 計画輸送経路の設定	
カ 添乗員の配置	
キ 車両許可証等の交付	
(3)競技会場地輸送	1 競技会場地輸送とは
ア 会場地市町輸送・交通業務指針(県)	
イ 競技会場地輸送計画等 (市町)	2 競技会場地輸送計画の策定
	3 輸送方法
	4 計画バス輸送
	5 シャトルバス輸送
	6 鉄道輸送・路線バス輸送(選手・監督等)
	7 タクシー輸送
	8 持込車両による輸送
	9 その他の輸送
	10 指定集合地【競技会場地輸送】の設定
	11 輸送経路の設定
	12 来会意向調査【競技会場地輸送】
<b>3 一般観覧者の輸送</b>	1 一般観覧者の輸送
(1)開・閉会式輸送(県)	
(2)競技会場地輸送(市町)	
<b>4 車両および駐車場の確保</b>	
(1)借上バス等の確保(県、市町)	1 バス確保および運賃
	2 市町保有車の利用
(2)鉄道・路線バス等の確保(県)	3 駐車場・バス乗降場の確保および利用計画
(3)予備車の確保(県、市町)	
(4)駐車場の確保(県、市町)	

<b>5 交通安全対策</b>	
安全対策・交通規制等の実施 (県、市町)	1 車両および歩行者の誘導・安全確保 2 交通規制 3 一般交通量抑制 4 案内看板等の設置 (屋外広告物、道路上、施設内) 5 関係車両への駐車許可証等の掲示
<b>6 輸送サービスの推進</b>	
(1) 輸送担当係員の講習 (県、市町)	1 輸送担当係員の講習
(2) 輸送関係機関等の講習 (県、市町)	2 輸送関係機関等の講習
<b>7 輸送本部の設置</b>	
輸送本部の設置 (県)	
<b>8 その他</b>	

国体輸送業務イメージ図



※計画バス等…県もしくは会場地市町がバス・タクシー等を使って計画的輸送を実施する。  
 誘導…会場地市町が、指定下車駅や宿舎等に案内所を設置し、移動場所・移動方法を伝える。または、必要に応じて、送迎を行う。

# 輸送・交通業務の基本的事項



## 1 輸送・交通業務の基本的事項

### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

#### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技会協力者、競技補助員
- ⑫ 上記のほか、県または会場地市町が必要と認めた者

#### イ 一般観覧者

### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式1日後までの間とする。  
ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定める。

### (3) 業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所および発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。



## 1 輸送・交通業務用語集

用語	説明
1 指定集合地 【競技会場地輸送】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技会場地輸送時における選手・監督等が宿舎から競技会場や練習会場に移動する際のバスの乗降場所を指します。</li> <li>・会場地市町が競技会場地輸送計画を策定する際に設定します。</li> <li>・広域配宿の場合でも、競技を開催する会場地市町が設定します。</li> </ul>
2 指定集合地 【開・閉会式輸送】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開・閉会式輸送の際に、会場地市町と県が輸送業務を引き継ぐ集合地を指します。</li> <li>・県と会場地市町が協議の上設定します。</li> <li>・計画バス輸送の場合、基本的に宿舎近くのバス乗降が可能となる場所を指定集合地として設定します。宿舎に直接バスの乗り入れが可能な場合は、宿舎自体を指定集合地とすることも可能です。</li> </ul>
3 指定下車駅 【全国輸送】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国から来県する選手・監督等に宿舎の目標駅として示す宿舎最寄り駅を指します。</li> <li>・県と会場地市町が協議の上設定します。</li> <li>・指定下車駅から宿舎までの交通手段を選手・監督等が自力で確保できない場合は、会場地市町が指定下車駅からの交通手段を確保する必要があります。</li> </ul>
4 競技会場最寄り駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技会場の最寄り駅を指します。（JR以外の鉄道会社を含む）</li> </ul>
5 JR運賃割引対象駅 （日体協指定下車駅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国体において、選手・監督等の一部の大会参加者に適用されるJR旅客運賃割引対象となる駅を指します。</li> <li>・競技会場の最寄りのJR駅が対象となり、JR駅以外が最寄り駅の場合には、乗り継ぎのJR駅が指定されます。日体協の通知文において「<u>指定下車駅</u>」または「<u>会場最寄り駅</u>」と記載されていますが、上記3「<u>指定下車駅</u>」や上記4「<u>競技会場最寄り駅</u>」とは定義が異なりますので注意が必要です。</li> <li>・開催の約半年前（平成29年3月頃）に県が日体協に報告し、日体協とJRが最終的な割引対象駅を決定します。</li> </ul>
6 計画バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送計画に基づき、輸送対象者、車両、発着場所、発着時刻等を定め、計画的に輸送する借上（貸切）バスを指します。</li> <li>・路線バスタイプ、観光バスタイプ（大型・中型・小型）があります。</li> </ul>
7 シャトルバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送対象者や発着時刻を厳密には定めず、随時、開・閉会式会場、競技会場、練習会場および最寄り駅等との間を借上バス等により、往復または巡回運行する貸切バスを指します。</li> <li>・路線バスタイプ、観光バスタイプ（大型・中型）があります。</li> </ul>
8 臨時バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の路線バスを増便して運行するバスを指します。</li> </ul>

2 輸送対象者

参加区分	概要 (例)	輸送の区分		
		全国	開・閉 会式	競技会
<b>ア 参加者</b>				
<b>■都道府県関係選手団</b>				
①	選手・監督 都道府県の選手・監督 (例) 各競技へ出場する選手・監督・スタッフ等	○	○ ※集約団 内	○
②	都道府県選手団 本部役員 都道府県の本部役員 (例) 各県の団長、副団長 (都道府県体協役員等)	○	○	○
<b>●大会 (全体) 関係</b>				
③	大会役員 国体開催基準要項第22項第1号の規定に該当する者 (例) 名誉会長：文科大臣、会長：日体協会長、副会長： 日体協副会長・開催県知事・開催県体協会長 等	○	○	○
⑥	招待者 主催者による招待者 (特別招待者) (例) 都道府県知事・議長・教育委員長・教育長、次期開 催県、日本オリンピック委員会、オフィシャルスポンサ ー 等	○	○	○
⑦	報道関係者 新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の報道関係者	○	○	○
⑧	視察員 大会視察に訪れる後催県市町村職員、体協職員	○	○	○
⑨	式典出演者 開・閉会式の式典出演者 (例) 式典演技者、オープニングプログラム出演者、音楽 隊、合唱隊 等		○	
⑩	大会実施本部員 大会全体および開・閉会式の運営に関わる県職員		○	
	大会補助員 大会実施本部員を補助する者 (例) 高校生、ボーイスカウト 等		○	
	大会協力者等 大会実施本部員に協力するボランティア、開・閉会式に 係る運営業者 等 (例) 運営ボランティア、出展者、委託業者 等		○	
⑫	その他 県、市町の判断で輸送対象者と認められた者		○	○
<b>▲競技会関係</b>				
④	競技会役員 国体開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者 (例) 名誉会長：会場地市町長、会長：中央競技団体会長、 副会長：中央競技団体副会長・開催県知事・会場地市町 体協会長 等	○		○
⑤	競技役員 競技の運営・審判等に携わる開催県競技団体関係者 (中央競技団体からの派遣を含む)	○		○
⑪	競技会係員 宿泊・輸送・接待・式典等に携わる会場地市町職員			○
	競技会補助員 競技会係員の補助に携わる者 (例) 会場地市町の高校生、中学生 等			○
	競技会協力者 競技会係員に協力するボランティア等 (例) 地域婦人部、町内会、子供会 等			○
	競技補助員 競技役員の補助に携わる者 (例) 会場地市町の競技の部活動の高校生 等			○
<b>イ 一般観覧者</b>				
	一般観覧者 開・閉会式を観覧する者、開会式時に都道府県選手団を 応援する小学生、競技を観戦する者 等		○	○

# 全国輸送



福井しあわせ元気国体 輸送・交通基本計画（H26.2.21 常任委員会決定）抜粋

(1) 全国輸送

ア 全国輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督および役員等の全国輸送計画を策定する。

計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

イ 輸送業務の範囲

全国から来県する選手・監督および役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

ウ 集合・解散輸送

大会に参加する選手・監督および役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散とするが、県は必要に応じて、列車の増発・増結等座席の確保およびその他輸送上の便宜が図られるよう、関係機関および関係団体等に要請する。

エ 輸送案内

選手・監督および役員等の輸送案内は、県が設置する総合案内所および会場地市町が設置する案内所において行う。

オ 指定下車駅等の設定

選手・監督および役員等の下車駅等は、県が会場地市町と協議の上、会場地市町の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

カ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舍の間の輸送について、輸送距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町が行う。

## 1 全国輸送とは

全国輸送とは、各都道府県選手・監督、役員等、大会参加者の全国各地から会場地市町における宿舍までの輸送をいいます。

全国輸送は、自由集合・自由解散ですが、来県・離県時における鉄道等の輸送力の確保に関しては、県が関係機関および団体等の協力を得て、必要に応じて増便・増結等による輸送力の確保を要請していきます。

## 2 全国輸送における会場地市町の役割

全国輸送においては、全国から来県する選手・監督、役員等に示す宿泊地の目標となる駅として、「指定下車駅」を設定します。（この指定下車駅が全国輸送と会場地市町に引き継がれる起終点になります。）

この指定下車駅から宿舍までの交通手段を選手・監督等が自力で確保できない場合には、会場地市町が指定下車駅からの交通手段を確保する必要があります。

先催県においては、計画バスによる輸送を行っているところも見受けられますが、同じ指定下車駅を利用する近隣の市町と共同で輸送を行っている事例もあります。

また、会場地市町は、指定下車駅から選手が確実に宿舍や競技会場へ到着できるよう、案内を行います。（競技によっては、直接宿舍に入らず、競技会場に寄ってから宿舍に向かう事例もあるので事前の確認が必要となります。）

なお、指定下車駅は、県と会場地市町が協議の上設定します。そのため、今後、「競技会場地輸送等調査」において、指定下車駅候補地の調査を実施する予定です。

### 3 指定下車駅の設定

県が会場地市町と協議の上設定しますが、設定に当たっての考え方は以下のとおりです。

#### (1) 指定下車駅の設定

全国から来県する選手・監督等に示す宿舎の目標となる駅であり、原則として、宿舎の最寄り鉄道駅を設定します。

宿舎まで路線バスによる移動が必要となる場合であっても、全国から来る選手には場所が特定しにくいいため、指定下車駅とする場合は特例と考えてください。先催県でも、全国から来る選手・監督等が鉄道駅名を見ただけでおおよその場所が把握できるような鉄道駅を指定下車駅とすることが望ましいとされています。

#### (2) 選定の留意点

指定下車駅の選定に当たっては、全国から来県する選手・監督等の移動について、来県手段や来県経路、指定下車駅に到着するまでの輸送力等、安全性や利便性を第一に考え、以下の点に留意して選定することとします。

- ① 指定下車駅が宿舎に近い。
- ② 指定下車駅から宿舎まで公共交通機関のアクセスが良い。
- ③ 指定下車駅から宿舎までバス輸送等を行う場合、乗降場やバスの転回の安全性が確保できる。

#### (3) 送迎が必要となる場合

指定下車駅から宿舎まで、選手・監督等が自力で交通手段を確保できない場合には、この指定下車駅から宿舎までを、会場地市町が計画バス輸送による送迎を行うこととなります。そのため、指定下車駅設定においては、前述のとおりバスの乗降や旋回が可能であり、安全性が確保できる場所であることが必要となります。

#### (4) 広域配宿での指定下車駅設定

広域配宿の場合、他市町に所在する宿舎の最寄り駅等を指定下車駅として指定する必要がある場合は、原則として、競技を開催する会場地市町が指定下車駅から宿舎までの案内等を行うこととなりますので、当該指定下車駅が所在する市町との調整を行ってください。

#### 4 国体におけるJR運賃割引制度（参考）

国体においては、選手・監督等の一部の大会参加者については、JR旅客運賃割引の適用を受けることができます。このため、割引適用を受ける基準となる駅を指定することとなりますが、「競技施設の最寄りのJR駅」が対象となり、JR駅以外が最寄り駅の場合には、乗り継ぎのJR駅が指定されません。

日体協からの通知文等において、このJR運賃割引対象駅が「指定下車駅」、もしくは「（競技）会場最寄り駅」と表記されていることがありますので、全国輸送における指定下車駅と混同しないようご注意ください。

このため、福井しあわせ元気国体においては、以下のように定義します。

- ◆ 指定下車駅 : 宿舎の最寄りの鉄道駅（JR以外の鉄道会社を含む。）
- ◆ 競技会場最寄り駅 : 競技会場の最寄り駅（JR以外の鉄道会社を含む。）
- ◆ JR運賃割引対象駅 : JR運賃割引対象となる競技会場へのJR乗り継ぎ駅。  
（競技会場の最寄り駅がJR駅である場合には、競技会場最寄り駅と同一となります。）

なお、JR運賃割引対象駅については、県が集約して（公財）日本体育協会に提出するため、今後、調査を実施し、平成30年3月の提出を予定しております。

##### 【調査スケジュール】

- ▽ H27 第一次調査
- ▽ H28 第二次調査
- ▽ H29 第三次調査 ⇒ 県が提出案を作成し、市町村に照会
- H30.3（予定） ⇒ 日体協に提出

#### 5 来会意向調査【全国輸送】

全国からの来県方法、来県予定日、利用交通手段、利用予定車種等について、県から全国都道府県体育協会、全国都道府県国体準備担当部署等に対して、調査を実施する予定です。

この調査は、開催1年前（平成29年度）と開催年（平成30年度）の2回を予定しています。

この調査結果に基づき、必要に応じて、県が鉄道等の関係機関と協力し、増結、増便等の輸送力の確保を要請していきます。

なお、当該調査結果については、県から会場地市町に情報提供する予定です。

# 開・閉会式輸送



(2) 開・閉会式輸送

ア 開・閉会式輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、式典計画および開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送計画を策定する。

イ 輸送業務の範囲

選手・監督および役員等について、指定集合地と開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

ウ 指定集合地の設定

開・閉会式における選手・監督および役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員および道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議して開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

エ 指定集合地と宿舍間の誘導

宿舍と指定集合地が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町が行い、指定集合地において県に引継ぎを行うものとする。

オ 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を勘案し、関係機関および関係団体等と協議の上、開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

カ 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握および事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

キ 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

## 1 開・閉会式輸送とは

開・閉会式輸送とは、開・閉会式当日の選手・監督、大会役員、式典出演者等の大会参加者や一般観覧者の輸送をいいます。

選手・監督等については、開・閉会式輸送のために設定した指定集合地から輸送を行います。

開・閉会式輸送は、県の役割となり、会場地市町が実施する誘導等との連携が必要となります。

選手・監督等については、前期開催の競技が行われる会場地市町のうち、参集範囲内に宿泊している選手・監督等が対象となります。

参集範囲は、日体協通知により、宿舍から開・閉会式場（指定集合地の経由を含む）から片道2時間を超えない範囲とします。

（日本体育協会通知：昭和62年3月20日付け第61回体協国内発第217号）

開会式に参加する都道府県選手団に対しては、開催地実行委員会が計画輸送を実施する。

ただし、開会式場から片道2時間以上の市町村に配宿されているものに対してはこの限りではない。



## 2 開・閉会式輸送における会場地委員会の役割

開・閉会式輸送は基本的に県が実施しますが、選手・監督等の宿舍と指定集合地までの間の誘導は、会場地市町の役割となります。（広域配宿の場合でも、会場地市町の業務となります。）

そのため、会場地市町と県の連携が必要となります。

指定集合地（後述、「3 指定集合地【開・閉会式輸送】の設定」参照）から開・閉会式会場間の輸送は県の業務となり、出発・到着時間の設定、計画バス等の運行計画、開・閉会式会場駐車場の設置、輸送経路の設定等の開・閉会式輸送実施計画および輸送力の確保等は県が行います。

なお、宿舍から指定集合地間の誘導について、先催県では係を配置して誘導を行う場合もありますが、集合場所・時間等を記載したポスターを宿舍ロビー等に掲示する等の方法により誘導する例もあります。

## 3 指定集合地【開・閉会式輸送】の設定

開・閉会式時の選手・監督等の輸送手段は、原則として計画バス輸送を見込んでいます。その際の計画バス輸送の実施に当たり、宿舍付近のバス乗降が可能となる場所を指定集合地として設定します。

この指定集合地は、県と会場地市町が輸送業務を引き継ぐ場所となり、県と会場地市町が協議の上設定します。

### (1) 指定集合地調査

指定集合地の設定は、選手・監督等の配宿先に大きく影響されます。

しかし、現時点（平成27年3月現在）では、会期、配宿先が決定していない状況ですが、県では会場地市町を対象に、平成27年度から「仮配宿調査（第一次）」をベースに指定集合地候補地の調査を実施し、その後も「仮配宿調査（第二次）」等に合わせて調査を重ね、徐々に精度を高めていき、開催年に最終決定することになります。

### (2) 候補地選定にあたっての留意点

ア 宿舍から指定集合地までの距離は、概ね徒歩10分以内とします。宿舍に計画バスの乗り入れが可能な場合は、宿舍自体を指定集合地にする場合もあります。

イ 大型バスの乗降・待機スペースを有し、バスの進入・退出等に係る運行上の安全性、道路事情等を考慮する必要があります。場合によっては、実際に大型バスの走行や駐停車が可能か現地調査を行って設定する必要があります。

ウ 選手等が迷わずにたどり着けるよう、宿舍からわかりやすい場所に設定します。

先催県においては、指定集合地が分かりにくかったため、バスの運転手や添乗員、選手等が集合地を間違えるというケースも発生しています。

また、参加者の安全性が確保できる場所とし、原則、道路上は避けて設定します。

エ 効率的な輸送を行うため、指定集合地の数は参加者の負担にならない範囲で、できるだけ少なく設定します。（近隣ホテルに配宿する場合、いずれかのホテルや近くの公共施設駐車場を指定

する等集約してください。)

オ 広域配宿の場合でも、宿舎近くの場所を設定します。その際は、輸送を担当する会場地市町が事前に宿舎所在市町と調整を図る必要があります。

カ 原則として、選手・監督等の輸送は計画バス輸送ですが、宿泊先からの距離等、その他の事情により計画バス輸送と異なる輸送方法になる場合は、宿舎が指定集合地となります。

※ 競技会場地輸送における「指定集合地の設定」とは異なりますので、注意してください。

# 競技会場地輸送



(3) 競技会場地輸送

ア 会場地市町輸送・交通業務指針

県は、会場地市町における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営を期する。

イ 競技会場地輸送計画

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、関係市町が協議して策定する。

## 1 競技会場地輸送とは

競技会場地輸送とは、会場地市町が実施する競技会の選手・監督、大会役員、式典出演者等の大会参加者や一般観覧者の輸送をいいます。

競技会場地輸送においては、宿舍、競技会場、練習会場間の輸送が対象となります。また、必要に応じて指定集合地間の輸送も行う必要があります。

なお、広域配宿の場合にも、宿舍、競技会場間の輸送は、当該協議を開催する会場地市町が行うこととなります。

## 2 競技会場地輸送計画の策定

競技会場地輸送計画には、主に、計画バス、シャトルバス、鉄道・路線バス等の公共交通機関等による各種輸送計画、駐車場・乗降場利用計画、駅やバス停からの乗客の誘導、車両の誘導等の交通対策等があります。

これらの輸送計画作成にあたっては、競技ごとの特性、配宿状況、先催県での実施状況、競技団体の意向、各競技会場地における交通事情等様々な要素を踏まえる必要があります。

たとえば、競技によっては、用具の運搬のため、選手団が持込車両で移動することが通例となっている競技もあります。

一方、駐車場の不足や市街地域での渋滞等、会場地市町ならではの交通事情がありますので、必要に応じて競技団体と調整を図り、先催県とは異なる移動方法を検討することも考えられます。

## 3 輸送方法

競技会輸送における選手・監督、役員等の大会参加者の輸送方法は、計画バス、シャトルバス、鉄道、路線バス（臨時バス含む）、持込車両、徒歩等が考えられます。

また、一般観覧者については、基本的に公共交通機関利用を推奨しますが、競技会場の立地条件等によっては、シャトルバスや臨時バスの運行を検討する必要があります。

なお、国体時に利用するバスの形態は、「計画バス」「シャトルバス」「路線バス（臨時バスを含む）」の3種類で、それぞれについて運行計画を作成することとなります。

- ◆計画バス → 輸送実施計画に基づき、輸送対象者、車両、発着場所、発着時刻等を定め、計画的に輸送する借上（貸切）バス。  
使用する車両としては、路線（乗合）バスタイプ、観光バスタイプ（大型・中型・小型）があります。
  - ◆シャトルバス → 競技会場、練習会場、最寄り駅等との間を借上（貸切）バス等により直行で往復または巡回するバス。
  - ◆臨時バス → 公共交通機関の路線バスを増便運行するバス。
- ※ 一般的な貸切バスのタイプと乗車人数（補助席含む）  
 【大型】車両の長さが9メートル以上又は旅客席数50人以上。  
 【中型】大型車、小型車以外のもの。  
 【小型】車両の長さが7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下。

#### 4 計画バス輸送

選手・監督、役員等を計画バスで輸送する場合は、道路状況を考慮した輸送経路の設定、確実に輸送を実施するための運行計画の策定および借上バスの駐車場・乗降場の確保等、適切な輸送計画を策定する必要があります。

また、選手・監督、役員等の配宿状況や参加選手の規模によっては複数チームで乗り合せたり、車両の空き時間には一般観覧者のシャトルバスとして使用する等、借上バスを効率的に運行し、バス台数の抑制に努めてください。

#### 5 シャトルバス輸送

先催県においては、次の用途で利用されています。

- ① 公共交通機関によるアクセスが難しい（もしくは便数が少ない）場合における一般観覧者の輸送
- ② 競技会場と練習会場間の輸送
- ③ 競技会場が2つ以上ある場合や、会場地市町内で複数競技が開催されている場合に会場を巡回

シャトルバスを運行することにより、乗用車による来場を抑制することができ、交通渋滞の緩和、駐車場確保（整備）の負担および環境負荷の軽減が図られます。

ただし、競技会場最寄り駅および競技会場に乗降場を設置する必要がありますので、事前に関係機関と調整が必要となります。

また、乗降場ではバス利用者の滞留スペースの確保、車両との分離、会場までの動線の確保等、安全対策を図る必要があります。詳細は、後述の「車両および駐車場の確保」「交通安全対策」を参照してください。

長崎がんばらんば国体でのシャトルバス乗降場の状況

(JR諫早駅)



(長崎県立総合運動公園：開会式会場)



## 6 鉄道輸送、路線バス輸送

選手・監督、役員等を鉄道・路線バス等の公共交通機関により輸送する場合は、以下の点に留意してください。

### (1) 利用駅および利用路線の状況把握

宿舍の最寄り駅が複数ある場合には、会場へのアクセスが最も良い駅を発着駅として指定してください。会場からの距離だけでなく、駅施設の使い勝手や運行本数、停車する電車の種類（急行、各駅停車等）も選択の条件となります。

乗降客が非常に多い駅やホームが非常に狭い駅を利用する場合は、選手団ごとに乗車する車両を指定するなど分散化を図ることが必要な場合もあります。

また、競技によっては用具運搬が可能か検証しておく必要があります。

### (2) 「宿舍から駅まで」「駅から会場まで」の確実な誘導

選手・監督、役員等が迷わずに会場にたどり着けるよう、会場までの誘導を確実に行う必要があります。公共交通機関に乗り慣れていない選手団も迷わずに乗車できるよう、事前に案内資料を作成・配布する等、詳細な情報提供等の配慮が必要です。

(3) 代替輸送手段の設定

計画輸送手段が事故等による遅れや運休に備え、代替輸送手段を設定しておく必要があります。また、緊急連絡先等を設定する等、連絡体制を整備しておくことも考えてください。

(4) 路線バスの利用

路線バスを利用する場合は、集合・解散時間帯の運行本数や一般利用者の利用状況も考慮したうえで、輸送可否の検証を行い、場合によってはバス会社への増便依頼等が必要となります。

また、鉄道から路線バスに乗り継ぐ場合には、バス停の場所や時刻もあらかじめ案内しておく必要があります。

(5) 公共交通機関輸送実施にあたっての競技団体への確認

例年、計画バス輸送や持込車両による輸送を行っている競技についても、競技会場における駐車場の不足、会場近隣の渋滞等の交通事情により、鉄道や路線バスによる輸送のほうが望ましい場合も考えられます。

その場合には、用具運搬や競技会運営等に特段支障がないことを競技団体に確認したうえで、公共交通機関を用いた輸送方法の検討を行ってください。

## 7 タクシー輸送

競技や会場の特性によっては、計画バス輸送よりもタクシー輸送のほうが費用が抑えられるとともに効率的な場合があります。

先催県においては、出場選手により集合・解散時間が異なる個人競技、駐車場の確保できない場合、役員等の早朝集合が必要な場合等に、タクシー輸送が行われているケースがあります。

また、競技会場が最寄り駅から離れている場合には、一般観覧者がタクシー利用を希望することも考えられます。

なお、競技会場に既存のタクシー乗降場がない場合には、乗降場の設置やタクシー事業者との事前調整が必要となります。

## 8 持込車両による輸送

競技によって、例年、選手個人や団体の持込車両（自家用車・レンタカー・バス）による輸送が行われています。その場合には、早めに必要駐車台数および車種を調査し、会場周辺に駐車場を確保することが必要となります。

ただし、会場周辺に駐車場が少ない、移動経路において渋滞が発生する等、各会場の交通事情を踏まえ、例年と同様の輸送方法では困難である場合には、早めに競技団体と相談して別の輸送方法を検討してください。

持込車両による輸送は避けられないが、会場近隣に駐車場確保が困難であるという場合には、持込車両を少し離れた駐車場に停めて、そこからシャトルバス等による輸送を行う「パークアンド（バス）ライド」等の手法も考えられます。

なお、宿舎によっては、駐車場が併設されておらず、近隣にも駐車場がないこともあるため、宿舎

の駐車場事情を事前にお知らせしておくことも必要となります。

## 9 その他の輸送

公共交通機関や車両以外の輸送手段として、徒歩や自転車が考えられます。この輸送手段はCO<sub>2</sub>の排出がなく、最も環境にやさしい移動手段です。

例えば、一般観覧者や大会参加者へのレンタサイクルの貸し出しや競技会場と観光地を含めたウォーキングルートの案内等が考えられます。

当然のことながら、参加者の安全や駐輪場の確保等が必要になりますが、会場付近の道路状況なども踏まえ、可能な場合は輸送方法の一つとして検討してください。

## 10 指定集合地の設定【競技会場地輸送】の設定

選手・監督、役員等の輸送について、宿舎から競技会場や練習会場までの輸送を効率的に実施するために、「指定集合地【競技会輸送】」を定めます。

この指定集合地に選手が一旦集合し、そこから輸送を行います。指定集合地は、特に計画バス輸送の場合に重要となり、宿舎に直接、計画バスを乗入れられない場合は、近隣に設定するものとなります。

なお、開・閉会式輸送においても「指定集合地【開・閉会式輸送】」を定めますが、必ずしも同一の場所になるとは限りません。

指定集合地の設定における留意点は、前述の「開・閉会式輸送 3 指定集合地【開・閉会式輸送】の設定（2）候補地選定にあたっての留意点」と同様ですので、そちらを参照してください。

## 11 輸送経路の設定

渋滞等により試合時間に遅れることのないよう、道路の状況等を十分把握したうえで渋滞を避ける輸送経路を設定するとともに、時間に余裕を持った運行計画を策定してください。

また、事故による渋滞等への対策として、あらかじめ代替ルートを設定しておくことや連絡体制を整備しておくことも必要となります。

## 12 来会意向調査【競技会場地輸送】

同一競技が2市町以上で開催される種目がありますが、その場合の輸送については、競技会場地の移動、勝ち上がりによる配宿先の変更等が想定されますので、関係市町で協議のうえ、連携して競技会場地輸送を実施してください。

先催市町の例では、開催年8～9月に会場地市町から競技団体あてに来会意向調査を実施し、選手団の最終的な来県日や来県手段等を調査し、競技会場地輸送の計画に反映させていますが、その際に、競技のとりまとめ役の市町が中心となって調査等を実施している事例があります。



スポーツ祭東京2013北区実行委員会事務局実施の来会意向調査票（サッカー少年女子）

【種別】 スポーツ祭東京2013北区実行委員会事務局 FAX:042-445-7007 家312 E-mail: gms@city.fukui.lg.jp

**記入例** 第68回国民体育大会 サッカー競技 来会意向調査票 <女子>

開催例日：8月30日(金) 17:00【必着】

---

① 申込者情報

都道府県 **東京** 選手番号 **1234** フリガナ **コグライ タロウ** 性別  監督  コーチ  マネージャー

住所 〒 **XXX** - **XXXX** 電話番号 **XXX-XXXX-XXXX** 大会所属チームに  所属する  所属しない

氏名 **選手 次郎** 選手番号 **XXX-XXXX-XXXX**

TEL **XXX-XXX-XXXX** FAX **XXX-XXX-XXXX** 携帯番号 **XXX-XXXX-XXXX**

E-mail **XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX**

---

② 申込人数

監督 **1** 人 選手 **15** 人 その他 **4** 人 合計 **20** 人

---

③ 試合日程

試合日	試合時間	試合会場	試合形式
8/24(日)	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00	会場A	予選
8/25(月)	8:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00	会場B	予選
8/30(金)	10:00~ 16:00~ 18:00~	会場C	決勝
8/31(土)	11:30~ 13:30~	会場D	決勝

※1試合あたり1チーム1名、合計20名まで記入可

---

④ 来会意向

① 会場へ移動の経路

公共交通機関  徒歩  自転車  車  その他

② 試合会場へ移動の経路

公共交通機関  徒歩  自転車  車  その他

③ 試合会場へ移動の経路

公共交通機関  徒歩  自転車  車  その他

---

⑤ 備考

※1試合あたり1チーム1名、合計20名まで記入可

# 一般観覧者の輸送



### 3 一般観覧者の輸送

#### (1) 開・閉会式輸送

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅および駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、高齢者および身体障害者等の来場については、別途配慮する。

#### (2) 競技会場地輸送

会場地市町は、競技会場地輸送計画の策定に当たり、一般観覧者の輸送について、別途考慮する。

### 1 一般観覧者の輸送

一般観覧者についても、会場最寄り駅の周知および駅から競技会場までの誘導・案内等が必要となります。地元の方のみならず、全国から多くの応援の方が来県することが考えられますので、誰にでもわかりやすい案内方法を検討してください。

競技会場の立地条件等によっては、シャトルバス輸送を検討してください。なお、シャトルバス輸送については、前述の「競技会場地輸送 5 シャトルバス輸送」と同様ですので、そちらを参照してください。

# 車両および駐車場の確保



#### 4 車両および駐車場の確保

##### (1) 借上バス等の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバス等の車両の確保に努める。

県は、競技会場輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町と協議の上、必要に応じて関係機関および関係団体等にバス確保の協力を要請する。

##### (2) 鉄道・路線バス等の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

##### (3) 予備車の確保

県および会場地市町は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

##### (4) 駐車場の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関および関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。遠隔となる駐車場については、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を考慮して確保する

## 1 バス確保および運賃

### (1) バスの総量確保

平成24年度に実施した「第73回国民体育大会 輸送・交通基礎調査」の結果、調査時点での県内のバス事業者の保有台数では、国体時における必要バス台数が不足することが予想されます。

道路運送法では、バス事業者が事業許可を受ける際には営業区域を定めこと（第5条）とされており、また、旅客の出発か到着地のいずれかが営業区域内でなければならない（第20条）とされています。

そのため、県内を営業区域とするバス事業者のバス利用が原則となりますが、県内でのバス確保が困難な場合は、県外バス事業者からの調達も考える必要があることから、その際は、県に相談、または、国土交通省中部運輸局福井支局にご確認ください。

国体期間中は、各競技会場地における輸送に加え、県が実施する開・閉会式輸送においても相当数のバス確保が必要となるため、県は県内バス事業者に対し、国体期間中のバス提供可能台数を調査し、県内全域でのバス台数確保の調整を図ることを検討しています。

県は、平成27年度から会場地市町に対し「競技会場地輸送等調査」で会場地市町が策定する競技会場地輸送計画に基づく必要バス台数を調査し、会場地市町と連携してバスの総量確保に努めていきます。

### (2) 貸切バスの運賃

国土交通省（中部運輸局）では、運賃・料金の額として「一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲」として上限、下限金額を定めています。

バス事業者では、この上限、下限の金額で運賃を設定しており、バス事業者は届け出た運賃・料金を収受することが道路運送法で義務付けられています。貸切バスの運賃・料金は、この届け出運賃の範囲内で、季節や曜日により変動することがあります。

この運賃・料金制度は、平成26年4月から一般貸切旅客自動車運送事業のビジネス環境の適正化・改善を図るために改革され、新運賃・料金制度に改正されました。

この変更では、時間・キロ併用制運賃計算方式に移行したため、適切な実働経費の支払う必要があります。また、今後、消費税が8%から10%に変更される予定であることから、借上げにかかる経費が増える傾向になります。

バスの確保を進めるうえで、先催県では県が国体期間中におけるバスの借上げ運賃を、バス協会および事業者と調整を図りながら協定料金を結び確保を進める例が多く、本県においても、競技会場地輸送における必要バスの斡旋方式の仕組みづくりとあわせ、料金等についても検討していきたいと考えています。

## 2 市町保有自動車の利用

大会参加者等の輸送に用いる車両は、バス会社が保有する業務用バス（緑ナンバー車）を借上げて用いることが最善の輸送方法ですが、バス不足等諸般の事情から、市町が保有するバス等（白ナンバー車：道路運送法上、事業用自動車でない車両）を利用することも考えられます。

この場合、有償により参加者を輸送すると使用目的の範囲を超えた運行となり、道路運送法に抵触します。

また、市町が保有するバス等を利用する場合でも、事故防止等の安全確保にご配慮ください。

## 3 駐車場・バス乗降場の確保および利用計画

指定集合地および競技会場における大型バス乗降場・駐車場の確保が必要となります。バスの進入・退出等に係る運行上の安全性、道路事情等を考慮して適切な場所を設定してください。

普段、大型バスが乗り入れない場所であれば、大型バスの走行や駐車が可能かどうかの検証が必要です。（段差、道幅、路面状態等の理由でバスが進入できない場合があります。）

選手・監督、役員等の大会参加者や一般観覧者（特に身体障害者）の駐車場を確保し、駐車場および乗降場の利用計画を作成することが必要となります。

会場付設の駐車場のみで駐車場が不足する場合には、周辺の駐車場、空き地およびグラウンド等を利用することとなります。また、会場近くに駐車場が確保できない場合には、パークアンド（バス）ライド等の活用が考えられます。

駐車スペース確保のほか、大会参加者ごとの駐車エリアを定めることが必要です。

特に、来賓、身体障害者、救急車、消防関係者、報道関係者等については、動線を踏まえたうえで、競技会場の近くに配置する必要があります。

### （1）既存駐車場の利用に係る注意事項

- ・国体開催中の占用利用について、一般利用者に早期に広報・周知する必要があります。
- ・立体駐車場、精算機の設置されている駐車場等については、車高制限があり、大型バスだけでなく、選手の持込車両（バンタイプ等）が駐車できない場合がありますので注意が必要です。

(2) 空き地・グラウンド等の利用に係る注意事項

- ・先催県においては、整地の必要のない空き地を利用し、草刈、区画線設置、カラーコーン、バーの設置等の対応で駐車場として利用しているケースが多くあります。ただし、舗装されていない場合、大雨が降ると使用不可となり、急きょ代替駐車場を確保しなければならなくなることもありますので、事前に対策を検討しておく必要があります。
- ・グラウンド等を利用する場合には、路面保護対策が必要となる場合があります。また、その他にも各種仮設整備が必要となる場合もありますので、事前に十分な現地調査が必要です。
- ・基本的に、既存の出入口を活用することとなりますが、車両（特に大型車両）の出入りが可能か事前に確認をしてください。
- ・出入口および敷地内の交通誘導（警備）にも留意してください。

(3) 駐車許可証

- ・大会関係車両と一般車両の区別を明確にし、関係車両のみを駐車場へ誘導するため、「駐車許可証」を発行し、駐車場入口で識別する方法があります。
- ・特に、駐車場の収容台数が限られている場合には、駐車許可証を発行するとともに、許可車両以外は駐車できない旨の事前周知を徹底させる必要があります。

■参考：長崎がんばらんば国体における駐車許可証



※ウラ面  
みほん

# 交通安全対策





## 5 交通安全対策

県および会場地市町は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、駐車場および乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置および各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

### 1 車両および歩行者の誘導・安全確保

駐車場内および周辺に誘導員を配置し、人・車の誘導および安全確保を図る必要があります。特に、駐車場で車と人の動線が複雑になってしまう場合には、歩行者通路の確保や適切な誘導等が必要となります。

競技会場によっては、会場から距離の離れた場所に駐車場を確保する場合があります。このような場合、当該駐車場の場所について、大会関係者等に事前の十分な周知を行い、駐車場から競技会場まで誘導員を配置する等、安全な誘導が必要となります。

### 2 交通規制

国体開催時には、安全かつ確実な輸送を行うために、交通規制の実施が必要となることも考えられます。国体時に行われている交通規制には、一般車両通行禁止、駐停車禁止等があります。

具体的な交通規制については、各管轄の警察署に相談してください。

#### <交通規制とは>

交通規制は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認めるときは、政令の定めにより、信号機や道路標識等を設置、管理して交通整理、歩行者や車両等の通行の禁止、その他道路における交通の規制をすることができます。（道路交通法第4条第1項）

法に基づく交通規制の権限は、原則として公安委員会にあります。公安委員会の委任を受けた警察署長は、一定範囲の交通規制を行うことができ、また、個々の警察官は、道路における危険を防止するための緊急の必要があると認めるときは、一時的に交通規制を行うことができます。（第5条、第6条）

また、交通規制は、公安委員会と警察署長が実施機関となります。警察署長については、公安委員会の委任により、政令で定める次の交通規制のうち、適用期間が1ヶ月を超えない規制を行うことができます。

①通行禁止、②歩行者用道路、③最高速度、④追い越し禁止、⑤徐行、⑥一時停止、⑦駐停車禁止、⑧駐車禁止、⑨停車または駐車可、⑩停車または駐車方法の指定、⑪車両横断禁止、⑫歩行者横断禁止

### 3 一般交通量抑制

国体期間中の交通混雑が見込まれる場合、混雑緩和を目的として、一般のマイカー利用自粛等の自主的な取り組みを通じて、競技会場周辺道路の交通総量の抑制を図る必要があります。

#### (1) 大会関係者、一般観覧者に対して

- ・マイカー（持込車両）利用の自粛（輸送方法周知の徹底、送迎の自粛呼びかけ）
- ・駐車ステッカー等の発行による車両管理

⇒ 輸送案内チラシの配布等により事前に呼びかけを行います。特に、駐車場がない場合には、公共交通機関利用の周知徹底が必要となります。

一般観覧者については、公共交通機関による来場が困難な会場には、シャトルバスを運行する等も考えられます。

#### (2) 競技会場周辺および関連道路の一般利用者に対して

- ・マイカー利用自粛、公共交通機関利用促進
- ・会場方面への乗入れ自粛
- ・業務用車両の通行自粛

⇒ 交通広報（広報誌への掲載、チラシ・ポスター配布、看板設置、関係団体への協力要請等）、住民説明会等により事前周知、理解を図る必要があります。

長崎がんばらんば国体ポスティングチラシ・ポスター等

(ポスティングチラシ)

国体・大会期間中のマイカー自粛のお願い

両大会の開閉会式当日、「県立総合運動公園」周辺は、大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

長崎がんばらんば国体 10/12 10/22  
長崎がんばらんば大会 11/1 11/3

私たちは、両大会を応援しています!!

LANVON 大塚建設 ①axix ②SUNSHINE ③S&S

(新聞の折込チラシ)

国体・大会競技スケジュール

長崎がんばらんば国体 2014  
長崎がんばらんば大会 2014

10/12 10/22 11/1 11/3

(広報紙への掲載)

国体・大会期間中のマイカー自粛のお願い

長崎がんばらんば国体 2014 長崎がんばらんば大会 2014

10/12 10/22 11/1 11/3

(道路看板)

長崎がんばらんば国体 2014 長崎がんばらんば大会 2014

通行自粛のお願い

長崎がんばらんば国体  
開会式 閉会式  
10/12(日) 10/22(水)

長崎がんばらんば大会  
開会式 閉会式  
11/1(土) 11/3(月・祝)

開催に伴い、県立総合運動公園周辺は、混雑が予想されるためマイカー乗り入れ自粛にご協力下さい。

#### 4 案内看板等の設置（施設、道路、屋外広告物）

輸送・交通業務全般において、案内看板等を公共施設（都市公園、体育施設、道路等）や屋外で公衆に対して設置する場合は、各施設の法令等により、許可を得る必要があります。

##### ■施設への設置

（１）都市公園内に設置する場合は、「公園管理者」の許可

都市公園法（都市公園の占用の許可）  
第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

（２）体育施設内に設置する場合は、「施設管理者」の許可

各体育施設の管理に関する条例等により、許可を得る必要がある場合があります。

##### ■道路への設置

（１）道路占用

案内看板の設置等で道路の占用を行う場合、「道路管理者」の許可

道路法（道路の占用の許可）  
第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

（２）道路使用

道路上の看板の設置にあたっては、「道路管理者」への占用許可のほかに「所轄警察署長」の道路使用許可を得る必要があります。

道路交通法<道路使用許可とは>  
第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

なお、「道路占用許可」と「道路使用許可」の両方が必要となる場合には、両方の申請について、道路管理者又は所轄警察署長のいずれか一方を経由して一括で行うことができます。（道路法第32条第4項、道路交通法第78条第2項）

##### ■屋外広告物

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」で、「看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔・広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの」を指します（屋外広告物法第2条）。

屋外広告物の設置については、「福井県屋外広告物条例」により、詳細が定められています。そのため、屋外に案内看板等の掲出をする際は、事前に各市町所管課と調整を図ってください。

◆「福井県屋外広告物条例※」・・・福井県HPを参照してください。

※大野市では、大野市屋外広告物条例

■参考：長崎がんばらんば国体における案内看板



5 関係車両への駐車許可証等の掲示

国体期間中、大会関係車両と一般車両との区別を明確にし、指定駐車場や交通規制区域への誘導を円滑に実施できるよう、国体関係車両に駐車許可証（ステッカー）等を掲示する方法があります。

駐車許可証等を誘導員の目に入りやすい窓ガラスに貼付することがありますが、窓ガラスへ貼付を行う際には、道路運送車両法の規定に基づき、運輸局長あてに申請書（自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書）を提出する必要がありますので注意してください。

■参考：長崎がんばらんば国体におけるバスID等

(4) バス用車両ステッカー

①バスID

運行を管理するすべての計画バス・シャトルバスに「バスID」を発行し、運行計画と連動した「バスID」によるIDコントロールを行い、計画バス・シャトルバスの確実な誘導・到着・出発など運行状態の把握・管理を行う。「バスID」は3文字の「運営ID」と4桁の「バス番号」で表記する。

運営ID		バス番号	
1文字目：起車場(会場)	2文字目：駐車場内ブロック表示	3文字目：特殊事項 2文字目と同じ場合は留置場	4桁の数字
A 第2駐車場	A 1台口	A 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
B 舞早文化会館・野球場	B 1台口	B 基幹スターライト	
C 野球場・サッカー場 駐車場エリア別	C 1台口	C 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
D 野球場・サッカー場 駐車場エリア別	D 1台口	D 基幹スターライト	
E シャトルバス	E 1台口	E 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
F シャトルバス	F 1台口	F 基幹スターライト	
G シャトルバス	G 1台口	G 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
H シャトルバス	H 1台口	H 基幹スターライト	
I シャトルバス	I 1台口	I 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
J シャトルバス	J 1台口	J 基幹スターライト	
K シャトルバス	K 1台口	K 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
L シャトルバス	L 1台口	L 基幹スターライト	
M シャトルバス	M 1台口	M 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
N シャトルバス	N 1台口	N 基幹スターライト	
O シャトルバス	O 1台口	O 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
P シャトルバス	P 1台口	P 基幹スターライト	
Q シャトルバス	Q 1台口	Q 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
R シャトルバス	R 1台口	R 基幹スターライト	
S シャトルバス	S 1台口	S 基幹スターライト	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)
T シャトルバス	T 1台口	T 基幹スターライト	
X 予備バス	X	X	各バスに固有の管理番号 (別冊等による)

開会式、閉会式、リハーサルで台紙の色を分け、日毎の区別を解りやすくする。

	日付	ID用紙色
開会式	10月12日(日)	ライトブルー
閉会式	10月22日(木)	ライトグリーン
リハーサル	10月9日(日)	ピンク

■バスIDサンプル (例：計画バス 第2駐車場入庫)

(例) サイズ:A4判1色、台紙:ピンク(総合リハーサル)



(例) 貼付場所の説明や注意事項など記載



②団体名ステッカー (サイズ:縦130×横600mm1色、台紙:白色)

乗車される選手団、招待者等にもバスの識別を分かり易くするために、計画バスIDの他に「団体名ステッカー」を掲示する。

(例) テニス成年男子 長崎県 貼付場所: B

③サブステッカー (サイズ: A3判1色)

(例) テニス成年男子 長崎県 貼付場所: C

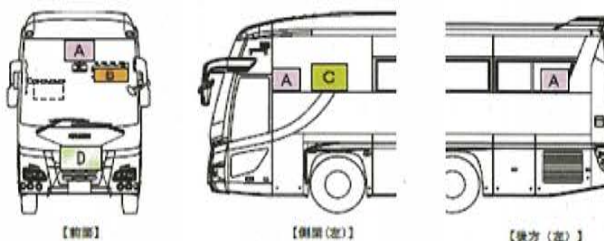
④バスマスク (サイズ:縦400×横900mm4色、有製)



貼付場所: D

バス用車両ステッカー掲示場所

種別	記号	掲示場所
バスID	A	前面上部、左側前方、左側後方、右側後方
団体名ステッカー	B	前面右上部(団体名表示部)
サブステッカー	C	左側前方
バスマスク	D	前面下(フロントグリル)



# 輸送サービスの推進



## 6 輸送サービスの推進

### (1) 輸送担当係員の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県および会場地市町の輸送担当係員に対して、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

### (2) 輸送関係機関等の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、関係機関および関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求めることができる。

## 1 輸送担当係員の講習

各市町職員が対応する輸送業務は、一般的に交通総務・計画バス・シャトルバス・駐車場（乗降場）・交通広報に分けられます。また、輸送業務以外にも総務・競技・会場管理等、多くの職員が会場で業務を行うことになり、競技会担当部局以外の職員の協力が必要になります。

この協力職員に対し、各業務マニュアルなどを作成、利用し、事前に業務内容の講習会や現地での説明会を実施し、サービスの向上に努めてください。

なお、輸送業務担当係員は、最初に一般観覧者と接触することが多く、多種多様の質問を受けることとなりますので、全般的な知識が求められます。

## 2 輸送関係機関等の講習

競技期間中の選手団の輸送では、計画バス以外に鉄道輸送やタクシー輸送等も考えられます。実際に輸送業務を実施する関係機関の対応は、各市町のPRや好印象を与える上でも重要に役割を持ちます。

これらの関係機関に対し、関係機関内での講習会の実施を求めることができます。

また、選手団・役員その他、全国から選手団の応援、報道員や国体開催後催催の視察員が多く来県し、多方面へ移動します。その手段として、公共交通機関の他、タクシーやレンタカー利用が多く利用されます。先催催の事例では、国体視察員を対象としたレンタカーに競技会場までのルートが自動設定されているほか、ルート上や競技会場近郊の観光地の紹介を行っている事例があります。

全国から大勢の方が来会するため、各市町の良さをPRできる機会ですので、官民が協力してサービスの向上に繋がるよう努めてください。

# 参考資料



第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「参加者」という。）ならびに一般観覧者の輸送については、道路および交通の状況等を勘案するとともに、環境に配慮し、安全かつ確実に行うものとする。

## 1 両大会参加者の輸送

### (1) 全国輸送

ア 全国から来県する両大会参加者の集合および解散については、自由集合・自由解散とする。

イ 県および会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

### (2) 開・閉会式の輸送

ア 両大会の開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

### (3) 競技会場の輸送

ア 国体の競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が関係機関等の協力を得て実施する。

大会の競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

イ 国体において、同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議して実施する。

### (4) 指定集合地の設定

県および会場地市町は、国体の開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

## 2 一般観覧者の輸送

(1) 一般観覧者の両大会の開・閉会式および競技会場の輸送については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、バス・鉄道等の公共交通機関の利用および会場周辺駐車場からのシャトルバスの運行による円滑な輸送に努める。なお、高齢者、障害者等の輸送については、別途配慮する。

(2) 自家用車での両大会の開・閉会式会場および競技会場への乗り入れについては、道路交通事情および駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

## 3 車両および駐車場の確保

(1) 両大会参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 両大会の開・閉会式会場および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

(3) 大会の車両の確保において、低床バスなどバリアフリーに対応した車両の確保に十分配慮する。

## 4 交通安全対策

県および会場地市町は、両大会の開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じた適切な対策を講じる。



福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第73回国民体育大会（以下「大会」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

## 1 輸送・交通業務の基本的事項

### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

#### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技会協力者、競技補助員
- ⑫ 上記のほか、県または会場地市町が必要と認めた者

#### イ 一般観覧者

### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定める。

### (3) 業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所および発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。

## 2 大会参加者の輸送

### (1) 全国輸送

#### ア 全国輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督および役員等の全国輸送計画を策定する。

計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

#### イ 輸送業務の範囲

全国から来県する選手・監督および役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

#### ウ 集合・解散輸送

大会に参加する選手・監督および役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散とするが、県は必要に応じて、列車の増発・増結等座席の確保およびその他輸送上の便宜が図られるよう、関係機関および関係団体等に要請する。

エ 輸送案内

選手・監督および役員等の輸送案内は、県が設置する総合案内所および会場地市町が設置する案内所において行う。

オ 指定下車駅等の設定

選手・監督および役員等の下車駅等は、県が会場地市町と協議の上、会場地市町の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

カ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舍の間の輸送について、輸送距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町が行う。

(2) 開・閉会式輸送

ア 開・閉会式輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、式典計画および開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送計画を策定する。

イ 輸送業務の範囲

選手・監督および役員等について、指定集合地と開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

ウ 指定集合地の設定

開・閉会式における選手・監督および役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員および道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議して開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

エ 指定集合地と宿舍間の誘導

宿舍と指定集合地が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町が行い、指定集合地において県に引継ぎを行うものとする。

オ 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を勘案し、関係機関および関係団体等と協議の上、開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

カ 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握および事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

キ 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

(3) 競技会場地輸送

ア 会場地市町輸送・交通業務指針

県は、会場地市町における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営を期する。

#### イ 競技会場地輸送計画

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、関係市町が協議して策定する。

### 3 一般観覧者の輸送

#### (1) 開・閉会式輸送

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅および駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、高齢者および身体障害者等の来場については、別途配慮する。

#### (2) 競技会場地輸送

会場地市町は、競技会場地輸送計画の策定に当たり、一般観覧者の輸送について、別途考慮する。

### 4 車両および駐車場の確保

#### (1) 借上バス等の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバス等の車両の確保に努める。

県は、競技会場輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町と協議の上、必要に応じて関係機関および関係団体等にバス確保の協力を要請する。

#### (2) 鉄道・路線バス等の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 予備車の確保

県および会場地市町は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

#### (4) 駐車場の確保

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関および関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

遠隔となる駐車場については、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を考慮して確保する。

### 5 交通安全対策

県および会場地市町は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、駐車場および乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置および各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

### 6 輸送サービスの推進

#### (1) 輸送担当係員の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県および会場地市町の輸送担当係員に対して、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

(2) 輸送関係機関等の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、関係機関および関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求めることができる。

7 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

8 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項について、別に定める。

## <関係法規>

### 道路運送法 昭和26年6月1日法律第183号

#### (許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
  - 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、路線定期運行（路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。（有償運送）

#### (禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

#### (有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき

### 道路法 昭和27年6月10日法律第180号

#### (道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設

- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事实施の方法
  - 六 工事の時期
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

#### 道路交通法 昭和35年6月25日法律第105号

##### （公安委員会の交通規制）

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

##### （警察署長等への委任）

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る事務を政令で定める者に委任することができる。

（警察官等の交通規制）

第六条 警察官又は第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

2 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による措置のみによっては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示を行うことができる。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。

（罰則 第二項については第百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
- 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号の四、第百二十三条第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条、第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条)

(許可の手続)

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項 又は第三項 の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。